

2018年6月27日

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

「料金その他の供給条件の内容」の一部変更について

このたび、当社では「料金その他の供給条件の内容」（以下、「料金表」といいます。）について、下記のとおり内容の一部を変更させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本変更は電気料金の算定期間の初日が、2018年7月2日(月)以降となる電気料金から適用させていただきます。本変更後の料金表については、2018年7月2日(月)以降当社ホームページ (<https://www.lixiltepcosp.co.jp/>) において閲覧いただけますので、あわせてご確認ください。

<変更箇所と対象となる料金表>

燃料費調整の前提諸元の見直しが行われました。これに伴い、料金表における燃料費調整を改定することと致します。

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（関西電力管内）	
・ 建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト ・ 建て得でんき A/B	
変更前	変更後
6 料金 料金は、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,500 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,500 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。	6 料金 料金は、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>27,100 円</u> を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>27,100 円</u> を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。

変更前	変更後
<p>別表 1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0332$ $\beta = 0.3786$ $\gamma = 0.6231$</p>	<p>別表 1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = \underline{0.0140}$ $\beta = \underline{0.3483}$ $\gamma = \underline{0.7227}$</p>
<p>別表 1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,500円を下回る場合 燃料費調整単価 = (25,500円 - 平均燃料価格 × (2)の基準単価 ÷ 1,000) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,500円を上回り、かつ、38,300円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 25,500円 × (2)の基準単価 ÷ 1,000) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が38,300円を上回る場合 平均燃料価格は、38,300円といたします。 燃料費調整単価 = (38,300円 - 25,500円) × (2)の基準単価 ÷ 1,000</p>	<p>別表 1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>27,100円</u> を下回る場合 燃料費調整単価 = (<u>27,100円</u> - 平均燃料価格 × (2)の基準単価 ÷ 1,000) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>27,100円</u> を上回り、かつ、<u>40,700円</u> 以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - <u>27,100円</u> × (2)の基準単価 ÷ 1,000) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>40,700円</u> を上回る場合 平均燃料価格は、<u>40,700円</u> といたします。 燃料費調整単価 = (<u>40,700円</u> - <u>27,100円</u>) × (2)の基準単価 ÷ 1,000</p>
<p>別表 1 燃料費調整 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 1キロワット時につき 19銭5厘</p>	<p>別表 1 燃料費調整 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 1キロワット時につき <u>16銭2厘</u></p>

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（関西電力管内） ・ 建て得バリューEプレミアム/スタンダード	
変更前	変更後
<p>7 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,500 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,500 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>7 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>27,100 円</u>を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>27,100 円</u>を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.0332$</p> <p>$\beta = 0.3786$</p> <p>$\gamma = 0.6231$</p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = \underline{0.0140}$</p> <p>$\beta = \underline{0.3483}$</p> <p>$\gamma = \underline{0.7227}$</p>

変更前	変更後
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,500 円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価 = (25,500 円 - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,500 円を上回り、かつ、38,300 円以下の場合</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 25,500 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 38,300 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、38,300 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = (38,300 円 - 25,500 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>27,100 円</u> を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価 = (<u>27,100 円</u> - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>27,100 円</u> を上回り、かつ、<u>40,700 円</u> 以下の場合</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - <u>27,100 円</u>) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>40,700 円</u> を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、<u>40,700 円</u> といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = (<u>40,700 円</u> - <u>27,100 円</u>) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整 (2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき <u>19 銭 5 厘</u></p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整 (2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき <u>16 銭 2 厘</u></p>

以上

小売電気事業者
株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ (小売電気事業登録番号：A0461) 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6 丁目 57 番 20 号 FUJISAKI KAMEIDO 東口ビル 8 階
お問い合わせ先
0120-228-267 (月曜日～金曜日 9:00～18:00 / 土日祝日 9:00～17:00) (年末年始・夏季休暇等を除く)